

第 60 回 大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和 8 年 5 月 29 日（金）

午後 1 時 00 分から 3 時 00 分

場所：国民會館

■出席委員（五十音順、敬称略）

大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科 教授	石川 久仁子
弥栄福祉会障害者支援施設くまとり弥栄園 園長	石田 一義
頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会 事務局長	石橋 佳世子
大阪府社会福祉協議会 会長	井手之上 優
特定非営利活動法人大阪難病連 事務局長	尾下 葉子
大阪手をつなぐ育成会 理事長	小田 多佳子
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科 教授	小野 達也
神戸大学 名誉教授	河崎 佳子
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科 教授	黒田 隆之
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局長	塩見 洋介
大阪府人権協会 業務執行理事	柴原 浩嗣
大阪府視覚障害者福祉協会 会長	高橋 あい子
大阪ともだちの会	壺井 一平
大阪府身体障害者福祉協会 会長	寺田 一男
大阪小児科医会 副会長	鳥邊 泰久
大阪聴力障害者協会 会長	長宗 政男
大阪自閉スペクトラム症協会	西山 美知
四條畷学園大学リハビリテーション学部 教授	野口 裕美
大阪府精神障害者家族会連合会 副会長	堀居 努
大阪府医師会 副会長	宮川 松剛
大阪府障がい者スポーツ協会 会長	宮村 誠一
河南町長	森田 昌吾
大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長	山崎 重彦
大阪精神障害者連絡会 代表	山本 深雪

○事務局

定刻となりましたので、ただいまより、第 60 回大阪府障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

開会にあたり、福祉部長より一言ご挨拶申し上げます。

○福祉部長

失礼いたします。福祉部長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

第 60 回大阪府障がい者施策推進協議会の会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には日頃から、大阪府の障がい福祉行政に多大なるお力添えをいただきまして心より感謝申し上げます。

本日は、主に三つの議題についてご審議をいただきます。

一つ目は意見具申について、二つ目は障がい福祉計画等の成果目標について、三つ目は本協議会の要綱の改正についてでございます。

現行の第 5 次大阪府障がい者計画が令和 8 年度末までを計画期間としておりますことから、本年度は、次期計画策定に向けまして、例年よりも多い 3 回の会議開催を予定しております。委員の皆様方にもご負担をおかけすることになりますが、何卒お力添えのほどよろしくお願ひをいたします。

本日はこの後、計画策定検討部会で取りまとめられました意見具申案につきまして、部会長からご報告をいただく予定としております。昨年度は 6 回にわたり、障がい者の権利や意思決定支援に着目をして、熱心にご議論いただき、ありがとうございました。

さて、昨年は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、2025 年大阪・関西万博が開催されました。万博を契機とした様々な取り組みにより、障がいのある人にもない人にも、「居心地の良い大阪」となることをめざしているところです。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての人が尊重され、支え合い、そして一人ひとりの「いのち」が輝いている。そんな共生社会づくりに向けた思いをより強く持ち、取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、限られた時間ではございますが、本日の会議が実り多きものとなることを期待いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

福祉部長につきましては、公務の都合により、これをもって退席させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、令和7年度より新たにご就任いただき、今回初めて会議にご出席いただきま
す委員も複数おられますことから、小野会長より時計回りに本日のご出席の委員をご紹介
します。

桃山学院大学社会学部 教授 小野会長です。

大阪聴力障害者協会 会長 長宗委員です。

大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科 教授 石川委員です。

弥栄福祉会障害者支援施設くまとり弥栄園 園長 石田委員です。

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会 事務局長 石橋委員です。

大阪府社会福祉協議会 会長 井手之上委員です。

大阪難病連 事務局長 尾下委員です。

大阪手をつなぐ育成会 理事長 小田委員です。

大阪府視覚障害者福祉協会 会長 高橋委員です。

神戸大学 名誉教授 河崎委員です。

桃山学院大学社会学部 教授 黒田委員です。

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局長 塩見委員です。

大阪府人権協会業務執行理事 柴原委員です。

大阪府身体障害者福祉協会 会長 寺田委員です。

大阪ともだちの会 壺井委員です。

大阪小児科医会 副会長 鳥邊委員です。

大阪自閉スペクトラム症協会 西山委員におかれましては、少し遅れるとの連絡をいた
だいております。

四條畷学園大学リハビリテーション学部 教授 野口委員です。

大阪府精神障害者家族会連合会 副会長 堀居委員です。

大阪府医師会 副会長 宮川委員です。

大阪府障がい者スポーツ協会 会長 宮村委員です。

河南町長 森田委員です。

大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長 山崎委員です。

大阪精神障害者連絡会 代表 山本委員です。

本日は委員数30名のうち、現時点23名のご出席をいただいておりますことから、大
阪府障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立しておりま
すことを報告させていただきます。

次に、お配りしている資料は次第にお示ししているとおりです。資料の不足等ございま
したら、適宜、事務局までお知らせ願います。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づ
き、本会議も原則として公開としております。

個人の委員名は記載いたしません、配付資料と共に、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしておりますので、ご了承ください。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前を仰っていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○小野会長

はい。それでは皆さんよろしくお願いいたします。

次第を見ていただければわかる通り、第 60 回ということで非常に長い伝統を持つ会議でございます。皆さんお忙しいところご出席いただいておりますので、ぜひ円滑な運営にご協力いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

私の席がかなり独立しているので、寂しい感じもありますけれども、忌憚のないご意見聞かせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の主な議題 3 点でございます。1 点目が意見具申について、2 点目が障がい福祉計画等の成果目標ということになります。3 点目が本協議会の要綱の改正についてということになっております。全体で 2 時間程度の予定で、終了は 15 時程度を予定しておりますけれども、できるだけ多くの皆さんに発言していただきたいと考えますと同時に、この時間内での進行ができればいいなということも考えております。ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事に従いまして進めてまいります。まず議題 1 ということになります。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【議題 1：意見具申について】

○事務局

はい、ありがとうございます。事務局、障がい福祉企画課です。議題 1 につきましては、資料 1-1 と 1-2 を説明させていただきますが、私からは、資料 1-2 を用いて意見具申案全体についてご説明をさせていただきます。

資料 1-2 は、昨年度 6 回にわたって計画策定検討部会の方でご意見をたくさんいただいて取りまとめたものになっております。

全部で 60 ページほどになりますので本日は細かいところの説明は省略させていただきます。目次を見ていただきます。点字資料では 2 ページから 4 ページに目次を記してあります。

まず、計画策定にあたっての他、基本理念、基本原則、最重点施策について冒頭記載させていただいております。その上で、各生活場面に共通する横断的視点であったり、各生活場面ということで各施策の方向性であったり、計画の方には具体的な取組みを記載する部分になるのですが、Ⅳの第 2 以降につきましては、そういった施策の方向性について具体的な内容が記載されております。

その整理の中にかっちりあまり込まなかったですが、大事な意見ということで、Ⅴ. その他計画策定全般に関する提言というところまでを計画策定部会でご意見いただいた内容として取りまとめております。

点字資料では 4 ページになりますが、Ⅵ. 大阪府障がい者施策推進協議会の各部会における提言というのがございます。こちらは、計画策定部会ではなく、この施策推進協議会の下に他にもいくつかの部会がございまして、それぞれの部会から次期計画策定に向けての提言というのをいただいております。意思疎通支援部会、手話言語条例評価部会、文化芸術部会よりそれぞれ意見具申として出ているものをこちらに取りまとめさせていただきます。

参考資料につきましては、それらの部会であったり、自立支援協議会における部会、差別解消協議会等の取組みであったり議題なんかを参考として記載させていただいております。この資料 1-2 となります。

それでは、これを概要にまとめたものが資料 1-1 となりまして、計画策定検討部会の部会長よりご説明をいただきたいと思っております。

○委員（計画策定検討部会長）

では、かいつまんで説明させていただきます。

現在、第 5 次の大阪府障がい者計画が進んでいるところです。その期間は今年度いっぱいになっていますので、その次の第 6 次計画を策定する必要があります。その計画の策定に向けた案のようなものを考えるということで、今回、意見具申案を 1 年間にかけて議論してまとめましたので報告させていただきます。

資料 1-1 をご覧ください。資料 1-2 も併せてご覧いただくと助かります。

まずは、計画の策定にあたってということで、資料 1-2 の本文では 2 ページにあたります。資料 1-1 の方の点字資料は 1 ページになっております。

計画の策定にあたって、本意見具申においては、障がい者の権利について、改めて見直し、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、取りまとめる。大阪府には、本意見具申の提言を最大限尊重し、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を切望するということが書かれています。

続きまして、本文は 9 ページ、点字資料では 1 ページ中ほどから 2 ページにかけてのところです。

計画の構成についてです。障がい者の生活場面で整理された大阪府独自の基本構成は大筋で現行計画を継承する。基本理念及び基本原則等は、国内法や社会情勢を踏まえつつ、2025 大阪・関西万博のレガシーも活かし、共に生きる社会の実現に向け不断に取組みを進めていく観点から、改めて整理すべきとしています。現行計画の生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の中で示した、地域の多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要であるといった視点は、他の生活場面においても共通するため、共通場面「地域を育む」と合わせて再編成し、『各生活場面に共通する横断的視点』と改め、他の生活場面においても必要な整理を行うべきと提言しております。

続けて本文 10 ページ、点字資料では 2 ページ下から 3 ページにかけてのところです。基本理念について、現行計画の基本理念は大筋で継承し、障がい福祉を支える地域を育む視点や、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、相まって進めていくべき。2025 大阪・関西万博の 3 つのサブテーマ「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」は、障がい者施策の推進に共通する視点であり、万博のレガシーを活かして、府民の豊かな暮らしや、安全・安心、ウェルビーイングの向上につなげていくべき。次期計画の基本理念として、今後、大阪府がめざすべき社会をイメージし「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とすることと提言をしています。

続けて基本原則についてです。点字資料 4 ページの辺りです。本文では 11 ページになります。基本原則について、障がいのある人が他の者と平等な人権の主体であるとあらためて捉えるとともに、地域社会における障がい理解や課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育てていく意識を共有していくことが必要である。現行計画より盛り込まれた、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪府全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことにより、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせること、様々なサービス水準や支援の質が高まることをめざすといった、大阪府全体を底上げする姿勢は重要であることから継承すべきと提言しております。

最重点施策についてです。点字資料は 5 ページです。本文では 13 ページになります。

多様な主体が協力し、すべての障がい者が地域社会の一員として、地域とのつながりを持ちながら安心して暮らせる地域を育むとともに、意思決定支援を展開していくための具体的な体制整備をした上で、本人の希望する暮らしが実現していくことを基本認識として位置づけるべき。就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行い、就労を通じた生活の質の向上に力点を置いた施策の推進が望ましい。現行計画で重点的に取り組むとしていた高次脳機能障がいや有する障がい児者、発達障がい児者、医療的

ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者等の専門性の高い分野への支援について、強度行動障がいを有する障がい児者も加え、支援の充実を図るべきとしています。

続けて各生活場面に共通する横断的視点についてです。点字資料は6ページのところで、本文では16ページです。障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現をめざすためには、地域で暮らす多様な主体が、障がい者の命と尊厳を保持し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を追求していくことを共通認識として持つことが重要である。そのため、「障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、すべての人が主体となって、誰もが暮らしやすい地域を育てている」ことをめざすべき姿とし、以下の視点に留意しながら、社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていくべきであるとしています。

その下のところが、全体の構成を図のような形で示したものになっています。点字資料は7ページから8ページにかけてです。

基本理念としては、「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」としてあります。その下に5つの基本原則を設定しています。一つ目が「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、二つ目が「すべての人の命と尊厳の保持」、三つ目が「障がいの有無によらない相互理解の促進」、四つ目が「誰もが担い手となる地域づくり」、最後が「多様な主体の強みを生かした大阪府全体の底上げ」としてあります。

施策として三つ最重点施策を挙げています。一つ目が「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」、二つ目が「障がい者の就労支援の強化」、三つ目が「専門性の高い分野への支援の充実」です。その内容の詳細のところに関しましては、その下のところになっていまして、共通する横断的視点と生活場面に応じた取組みということで、まず「各生活場面に共通する横断的視点」というのがありまして、その下に生活場面ⅠからⅤまでが説明されるという形になっています。

横断的視点のところにも六つの内容を書いております。一つ目が「障がい者の権利保障」、二つ目が「障がい者への差別の解消や虐待の防止」、三つ目が「誰もが暮らしやすい環境の整備」、四つ目が「情報保障及びコミュニケーション支援の推進」、五つ目が「障がい者の生活を支える人材の確保・育成」、六つ目が「地域の支援力の強化」です。これらを横断的視点としまして、生活場面Ⅰでは「地域やまちで暮らす」ということをテーマにして、いくつかの提言を進めております。生活場面Ⅱでは「学ぶ」、生活場面Ⅲでは「働く」、生活場面Ⅳは「こころや体、命を大切に」、生活場面Ⅴでは「楽しむ」というテーマを設定しております、それぞれの中身を詳細に記載しております。

詳細な内容については、各委員の方でご覧いただく形になりますが、私の方からの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

それではこれから皆さんからご意見をいただきますが、先ほどちょっと紹介がございました計画策定検討部会の委員も今日は多く参加していただいておりますが、その皆様は部会の方でご議論いただいている点が多いと思いますので、まずはその部会に参加してない方からご意見をいただければというふうに考えています。ご発言は手短かに3分程度でご発言いただくとありがたいというふうに思っています。

何かございましたら挙手等の合図をしていただければ、こちらで指名をさせていただきます。どこからでも結構でございますので、ご意見があればよろしくお願いたします。

まず、私の方から確認ですけれど、部会長からご報告があった点と、先ほど事務局の方からⅥの各部会における提言というのもございました。資料1-1の裏面の全体を説明した枠の中に、Ⅵの各部会からの提言もある程度意識されているのか、それはまたちょっと別なのか、そのあたりの整理を事務局の方から教えていただきたいと思います。

○事務局

障がい福祉企画課です。資料の1-1の概要につきましては、Ⅴのところまでをまとめたものにはなりますが、各部会が全然違うことを言っても計画に整合性がないので、各部会とも横連携を図りながら、部会の提言を作るときには、もちろん計画策定検討部会の担当と各部会の担当で連携しながら、それぞれの意見具申を策定している過程になっておりますので、まとめる形としては入っていないですが、整合性は持って含めた形で進めております。

○小野会長

現時点では入ってないけど、最終的には意識をしながら作っていくという流れになるのでしょうか。

○事務局

そうです。各部会のご意見も踏まえながら、計画の文面を作っていくこととなります。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

それでは皆さんの方からご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員お願いたします。

○委員

初めて参加させていただきます。私は、地域福祉を専門にしているのですが、ここ数年特に住まいの問題に着目しております。

意見具申の中にも生活場面でいうと「地域やまちで暮らす」というところに、住まいの問題がいろんなところに書かれていると思います。また、障害者権利条約においても、その人らしい暮らしの場を選ぶことに、日本において問題があるのではないかという指摘を受けています。そういったところで、今、住宅セーフティネット法という制度に基づく取組みと福祉の施策との連携というものが、2024年に住宅セーフティネット法の改正があり、国全体でも非常に進められています。具体的に言うと、居住支援法人という仕組み及び市町村居住支援協議会というこの二つの仕組みが、特に福祉関係者にとっては非常に有効な社会資源という言い方ができると思います。ただ、その内容について、もう少し現場で議論した方がいいのではないかというふうに考えております。

障がいを持つ人がまさにこの最重点施策にも書かれている希望する暮らしをするには、やはり場所がどこに住むかによって大きく変わりますので、選択肢を広げていく施策をもっと具体的に書く必要があるのではないか。例えば、資料の1-2の47ページの二段落目のところに、身寄りのない障がい者や高齢者が転居する際に入居拒否されたり、施設や病院に入ろうとすると緊急連絡先の問題があったりという、いわゆる身寄り問題のことも書かれています。そういったときに、居住支援法人という仕組みや居住支援協議会という仕組みが有効に働いていくことを具体的に議論されていますので、ぜひ意見具申の中に、そういった具体的な仕組みを書いていただくと良いのではないかというふうに思います。グループホームという社会資源を巡っての記述は複数箇所あるのですが、グループホームだけじゃなくて他の選択肢として、住まいを不動産屋とケアの提供者を繋いでもらえる仕組みが明確に制度としてありますので、それについて記載いただきたいと思います。

また、その取組みについては、やはりもう少し具体的に検討していく必要があるのではないか。例えば、摂津市にも障がい者福祉に取り組んでいる光摂会という社会福祉法人が居住支援法人の指定を受けております。大阪府下で私が知っているだけで3ヶ所、障がい者福祉を主に活動されている社会福祉法人が居住支援法人の指定を受けて、障がいを持つ人の住まいの転居にあたって活躍をされていますが、それがあまり知られていないということもありますし、他の居住支援法人がどんな取組みをしているのかということも知られてないということもあります。

今、研修会がいろんなところで行われていますが、残念ながら、全体としては、障がいを持つ方への基本的な理解がまだまだ足りないということを感じています。障がいを持つ人が一人暮らしをできるのかとと思っている不動産関係及びその他の関係者もまだまだ多いこともあります。そういったところの改善を進めていかないと、その人らしい暮らしを実現できないと思います。住宅セーフティネット施策について、地域福祉支援計画にも書かれていますので、ぜひ記載いただけたらなというふうに思います。

○小野会長

特に住まいの点について、もう少し踏み込んだ形で書き込む必要があるのではないかと
いうご提言でした。後ほど事務局の方から応答があれば、お聞かせいただければと思いま
す。まずは皆さんの方からいくつかご意見をいただければと思います。

他にご意見ございますでしょうか。それでは、委員お願いします。

○委員

意見具申、よくまとまっているという印象を持ちました。

いくつか教えていただきたいなと思っております。意見具申の 21 ページにあります、
5. 障がい者の生活を支える人材の確保・育成の件でございます。人材の確保・育成は重
要な視点だというふうに思いますが、一番下の段落のところで、社会福祉連携推進法人
の記載がございます。全国的にもまだまだ設置されてない状況がございますけど、人材確
保の連携方策として連携推進法人を活用するという必要かと思えます。実際に、今
できている連携推進法人の中で、参考となるような具体的事例が、もしあれば教えていた
だきたいというのが一つです。

次に、22 ページの地域の支援力の強化の件でございます。連携・協働型福祉を進める
というのは非常に重要な課題だと思いますし、下から二段落目のところで、関係機関との
連携体制が脆弱な地域もあるというような記述があります。例えば、各市町村域で、市町
村社協が事務局となって、その地域の施設が構成員となって、いろいろな地域の福祉課題
を拾い上げ、解決に向けていろいろ議論する場として、地域貢献委員会、施設連絡会と呼
んでいるところもありますが、これが市町村のほとんどのところでできています。例えば、
災害支援等いろいろなテーマが議論されています。こういうような地域貢献委員会を上手
く活用するという必要か思っていますので、この意見具申での記述まで求めません
が、具体的に展開する中で、そういうものも参考にいただければありがたいと思っ
ております。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

1 点目のご質問ですので、後ほど応答していただいて、2 点目のご指摘がありましたの
で、実際に脆弱という話があるのですが、それぞれの地域にある社協が主に取り組んで
いる施設連絡会等の活用もあるのではないかとご指摘もありました。ありがとうございました。

まずはご意見をいただければと思いますので、他にいかがでしょうか。それでは、委員
お願いします。

○委員

資料 1-1 の基本理念のところ、質問したいと思います。これだけの内容を取りまとめていただいてありがとうございます。

基本理念のところも議論をしていただけたと思いますが、二つあります。一つは、「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」というそういう理念を提案されております。すべての人がと言ったときに、その上の文面にあるような「誰一人取り残さない」という観点をちゃんと位置づけていかないといけないと思うのです。と言いますのは、国連の人権の取組みとかで国際年とかを進めておられましたけど、そのときにやはり、「すべての人に権利」という「すべての人」ととやってきたのです。けれども、「すべての人」というスローガンで「すべての人」に提供しているけど、実際は取り残されているとか、そこからはみ出ている状況がある。誰がそこで取り残されているのかということをしかりと見ないといけないという反省から、「誰一人取り残さない」というスローガンが出てきたと私は思っています。

そういう意味で、「すべての人が」と言うことで、すべての人にこの案内をしていますとか、すべての人にこの施策を案内していますということだけではなくて、誰にそれが届いていないのかをしかりと見ていくという意味で、この「すべての人が」というスローガンを理念の中で使っていく必要があると思います。「誰一人取り残さない」ということと結びつけた形でないといけないです。おそらくそのような形に入っていると思いますが、そのような形がわかるように、ぜひ入れていただけたらどうかということが一点です。

もう一点は、「いのち輝く」という形で広がっています。現行計画の基本理念では、支え合い、包容され、ともに生きるという、障がい者が地域でともに生きていくための具体的な柱みたいなことが書かれています。それが、「いのち輝く」となった場合に非常に広がってしまうイメージがありますので、めざすべきイメージとして、「いのち輝く」というのは非常に賛成なのですが、それで本当に大事なところが入っているかどうかということも、明確にできたらということをおもいました。以上2点、感想です。またご検討いただけたらと思います。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

基本理念のところですね。特に、表現含めて、その具体的なところをどのような形で示すかということで、「すべての人が」というあたりの表現ですとか、「いのち輝く」というあたりについてもご指摘いただきましてありがとうございます。

それでは、一度ここまでのところで、事務局から応答をいただければと思います。ご質問もありましたし、ご指摘もありましたので、その辺りご返答いただける限りで、まずは

事務局からいただければと思います。委員の方からは住まいの問題の表現、書き込み、居住と福祉の連携あたりのところの理解をどのように強めていくかということです。

委員からは一つはご質問がありました。特に人材確保の辺りについて、具体的な例なんかがありましたら教えていただきたいという点、あと地域の支援力の話がございました。委員は先ほどあった通りでございますので事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。事務局、障がい福祉企画課でございます。

まず、委員からご指摘のありました住宅セーフティネット法の関係です。こちらは元々国土交通省で所管されていた法律だったかと思いますが、近年の改正で、厚生労働省も共管になったということで、大阪府の福祉部でも住宅を所管している部局と連携して取組みが始まったところでございます。今まさに福祉部の中でも対応を進めつつあるところですが、委員よりご指摘いただきましたように、いくつか障がい福祉分野で居住支援法人になっておられて、具体的な取組みを進めておられるところもあるというふうにはお聞きしているところですが、実際にはまだグループホームのような障がい福祉サービスの一環として住まいを確保する必要がある方と、不動産業者から一人暮らしできるのですかというお話もあったというふうなご指摘もいただきましたけれど、一般的な住宅で生活することができる方との間ぐらいの方のニーズに叶うものなのだろうというふうには受けとめているという程度の状態しております。

昨年度の1年間の計画部会の中でご議論いただいた中では、こちらの分野について議論を深めることがまだできない段階にありましたので、今年度、実際に計画を策定するに当たりましてどのような盛り込み方ができるかということをご研究させていただければと感じたところでございます。ご意見ありがとうございます。

続きまして、委員からいただきました人材確保に関するご指摘です。社会福祉連携推進法人は大阪府内でもまだまだ数が少ないと認識しておりまして、具体的な事例を取り立ててご紹介できるほどの把握はしていないところでございます。計画部会にご参画いただいております施設の運営に携わっておられる委員から、社会福祉連携推進法人という形をとっていない場合であっても、複数の法人が協力し合って、採用活動を協力してされるという事例もあって、またその中で、外国人人材の採用にも取り組んでいるという事例もご紹介をいただいたことがございました。そういったことを参考にしながら、これから府として具体的な取組みをどのように進めていけるかということをご考えてまいりたいと思っております。

また、関係機関との連携についての地域貢献委員会をご紹介いただきましたけど、これから計画に具体的な取組みを位置づけていくにあたっては、そのあたりも参考にさせていただきたいと思っております。ご意見大変ありがとうございます。

続けて失礼いたします。委員からもご意見をいただきました、基本理念につきまして、本当にきめ細やかなご配慮をいただきましてありがとうございます。

やはり万博のテーマということで、「いのち輝く」というフレーズをぜひ使いたいという思いがあったのですが、部会長からもご紹介いただきましたように、万博の三つのサブテーマのところ、我々のめざす障がい者施策の推進に非常に響き合うものがあるというところ。もちろん委員にご指摘いただきましたように、SDGsの「誰一人取り残さない」という思いもここに込めているつもりですので、ご指摘いただいた点は本当に忘れずこれから具体的な取組みを進めていきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

○小野会長

はい。まずは事務局からの応答ということですので、今後また議論があれば、ご発言いただければと思います。それでは、ここからはどなたでもご発言いただいて結構ですので部会委員からもやはりここだけはというところでご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは委員ご発言よろしくお願ひします。

○委員

精神科病院に入院している精神障がい者の視点が全体を通して抜けている、軽くなっているような気がしてなりませんので、意見を述べたいと思ひます。

25 ページのところ、一つ目の段落に「精神科病院であれば専門的な支援を受けられるため安心感があること」とか、「地域での暮らしに馴染めなかった時に改めて施設等へ戻ることができない不安等が挙げられる」あるいは、「家族の意向が重視されてしまうこともある」などという、この1段落すべてを通して、障がい者の地域移行を進めていくときの障壁となってきた部分を書き連ねているように思えてなりません。

むしろそういうことより、地域移行の取組みをしてきた中で、寄り添いながら地域の体験を味わっていただけるようなサポートの人材がきちんと確保できなかった地域がありましたし、病院がその訪問を受け入れるというふうな姿勢を示さなかった病院もありましたし、本人が退院希望であっても、家族が反対した場合に、病院の相談員が並走して動かなかった、動いていただけなかったという場合もありました。

そうした場合の問題について、どうしていくことで本来の壁を突破していくことができたのだろうかという議論とかが現場で行われてきたというふうに思ひます。このままの文章がありましたならば、10年前の議論のまま書かれてしまっているということで、何がどのように進捗があったのかというのがとても見えづらい感じを受けました。できましたらば、その精神科病院の中においても、建築から60年経っていても、何も改善がなされずに雨漏りや狭い階段や急勾配の階段を使いながら、車椅子の障がい者もそこで暮らさざるを得なくなっているような実情に対して、障がいに対する合理的配慮というか、心が寄

せられていない経営という方々もいらっしゃるわけで、そういうことに対して何ができるのか、どうしていくのかという議論をもう少し書き込んでいただきたいものだと思います。そうでないと、「いのち輝く」とか言われても、どこで輝いているのだという気がしなくなりません。

○小野会長

はい、ありがとうございます。この問題を提言に書き込んでいただきたいというご意見をいただきました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、お願いいたします。

○委員

今回、意見具申案をつくる部会にも難病当事者として初めて参加できて、すごく難病とか慢性疾患の人たちの障がい状態が社会の中で社会的な障壁として浸透してきているのだなということをすごく感じています。その中で、やはり詳しくこの意見具申案を見せてもらって、本当に部会の方にはしつこいと言われると思うのですが、私がすごく気になっているのが、これが障がい者計画である以上、仕方がないことなのですが、障がいのある人の貧困の問題、経済的な負担とか、経済的な困難の問題ということを何とかして反映できないものかということで、最初の方から皆さんに意見とかアイデアとか、入れてもらいながら、考えに考えてちょっと入ったっていうのが、資料 1-2 の 21・22 ページの中に地域の支援力の強化とか、お金の相談がちゃんとできるということところです。

結局、障害年金の相談を難病とか慢性疾患の人たちがしようとしても、なかなか地域の中に対応できる人がいなくて、年金事務所に行っても「主治医と話してください」や「専門性が高いから専門家へ行ってください」と言われるなど、どこにも相談先がないということになっている。しかし、相談するにもお金がかかります。社会保険労務士に協力してもらって障害年金を受けるときに、持ち出しをして障害年金をもらえるようになるという事例もありますが、貯えがなく、それができない人の方が圧倒的に多い。お金問題の専門家みたいなところを地域の支援として加えてもらえたらいいのかなと思います。

あと、23 ページに障がい者とその家族を取り巻く課題というところにいろいろ並べて生活困窮という形がありますが、貧困の問題を入れていただくとか、お金の問題が見えなくされてしまっているという印象があり気になっています。難病相談支援センターに来る相談も、医療費の問題が多く、ニュースとかでも言われていますけど、薬代が急に上がったから払えないとかという相談があります。専門性の高い分野への支援というところに難病とか慢性疾患の人たちも入っているというのは、とても大前進というかすごいことですが、そこに医療だけではなく、専門的なお金の問題もついてくるということで、何とか皆さんのお知恵をもらいながら反映できないかなと議論をしたところですので、ご報告みたいになるので質問ではないです。

○小野会長

はい、ありがとうございます。こういう議論もあったということも含めて、ご要望もございましたので、それをどうするかということが今後検討ということになると思います。

これまで障がい者の権利ですとか意思決定について、これまで委員から何回かご発言いただいたことがありますので、今日もせっかくですので、ご発言いただけるとありがたいなと思います。いかがでしょうか。

○委員

大阪府から依頼を受け、メンバー有志が集まって、9回の話し合いを重ねながら、大阪府障がい者差別解消ガイドラインのわかりやすい版を作成しました。こういった場面で、こういった差別あるか、事例をメンバーから出してもらい対話形式がわかりやすいという意見を採用して、対話形式のイラストを基本として作成しました。

知的障がいのある人だけではなく、他の障がいのある人にもわかりやすくなることを心がけています。このわかりやすい版を広く活用していただきたいです。よろしくお願いいたします。

○小野会長

はい、ありがとうございます。それでは委員、よろしくお願いいたします。

○委員

意見具申全体については、ざっくりとしか読めていないのですが、大変よくまとめていただいているというふうに感じました。

一点、生活場面Ⅱ「学ぶ」のところですけど、その中で、高等教育をどのように位置づけていくのかというところが、ちょっと弱いというふうに思っています。やはり、大学とか専門学校とかいろんな教育機関においては、障がいのある方の受け入れが実際に進められていますし、発達障がいの方とかも結果として学校に通学してから自分の障がいのことを認知するというようなこともあると思いますけど、そういう方々への支援というのは、当然すごく大事なことになっていくというふうに思っています。合わせて、知的障がいの方の支援学校高等部を卒業した後の行き場として、今はもっぱら就職ということで、進路の就職率なんかでは競い合うような形がありますが、やはり、そういう方たちにも高等教育を保障できないかということで、福祉の制度を使った福祉型専攻科みたいな形で学ぶ場を提供している福祉的支援も実際に広がってきているという状況があります。そういった中で、教育として、そういう知的障がいの方々を受け止めて、そこでいろいろ学ぶ、住む、体験する、そしていろいろ葛藤なんかも交えた友達関係なんかも育てていくとい

た、働くまでの間にいろいろ失敗する経験も含めて、多様な学びを主体的に体験することができるような機会も本当はもっとあっていいのかなというふうに思います。

今回の意見具申にどうこうということではなく、そういう視点からも、また「学ぶ」という生活場面について発展をさせていただけるようお願いしておきたいと思います。

○小野会長

ありがとうございます。貴重なご意見です。今までいくつかの大学でも知的障がいを持っている人たちも学生と一緒に学ぼうといった、それはどちらかというとまだ形の以前のものですけど、委員の意見はもう少ししっかりとした形でできないかというご提言というふうに受け止めました。また考えていければと思います。ありがとうございます。

一度、この辺りで1回よろしいですか。後半もございますので、一度、事務局からご発言いただいて、できれば議題2もありますのでそちらに移ってまいりたいと思いますが、事務局から、今までのところで応答をよろしくお願いいたします。

○事務局

生活基盤推進課でございます。

先ほど委員からご意見をいただきまして、ありがとうございます。意見具申では、委員がおっしゃられたように、10年前と同じような課題ではないかというふうなご意見がございましたけど、実際に地域移行を進めていく中で、入所施設や精神科病院からの地域移行に関しての課題は、ここに記載されている通りのことなのですけど、この課題というのを解決しようと思うと地域の支援体制というのが必要になってきます。ということで、この課題をどうやって解決していくのかというところで、課題について記載をさせていただいております。

資料1-2の25ページには、地域移行を促進していくためにどのような施策が必要かというところを記載させていただいております。三段落目には、本人の意思決定支援に取り組みながら進めていくことが重要であること、地域と基幹相談支援センターとの連携でありますとか、病院や地域の支援者もすべて含めた関係機関で地域移行のイメージを広く共有するなど、地域が一体となった体制の整備が必要であるというところを記載させていただいております。やはり、入所施設や精神科病院に長期で入所、入院されている方に関しましては、地域生活のイメージをなかなか持ってもらえないという課題がございますので、このように記載をさせていただいております。

当然、この意見具申を受けまして、これから取組みを進めていく中では、現在、委員にご参加いただいております部会やワーキングの方でも今後の取組みについては、審議をさせていただいているところですが、具体的な取組みということにつきましては、きちんと検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、委員からのご意見に対しまして回答させていただきます。障がい福祉企画課です。

大阪府障がい者差別解消ガイドラインわかりやすい版の作成に当たりましては、障がいを理由とする差別の解消を推進するために、よりわかりやすく府民に周知することを目的にご協力いただきました。委員からも言っていただきましたけど、複数回の会議で意見を出し合っていたかきまして、より内容がわかりやすいデザインになるよう変更を重ねまして制作いたしました。ご協力いただきましたことを改めてお礼申し上げます。

完成しましたガイドブックにつきましては各市町村、イベント会場、研修受講者等に配布し、広く周知を行っております。今後も府民の関心と理解を深めるため広く活用していきます。

○小野会長

はい、ありがとうございます。いくつかご意見が出ました。そして、少しこういう辺りをもう少し書いていただきたいというご発言もありましたので、一度それを受けまして、どのような形にするかは、事務局と私の方で検討させていただいて、スケジュール的なこともございますので、皆様全体にお諮りするのには難しいかと思っておりますのでご了解いただければ、事務局と私の方で修正しながら進めていきたいと考えています。

もし何かご発言ありましたら、その時点で言っていただければいいかと思っております。委員（部会長）お願いします。

○委員（部会長）

すみません。もう少し詳しく説明しておいた方がよかったかと思っておりますので、少しだけ説明させていただきます。

委員からのご意見です。私も大学院生の頃から委員たちの活動で勉強させていただいておりますので、精神科病院の状況等もよく勉強させてきていただいております。現行の第5次計画と次期の第6次計画で、精神科病院からの退院であるとか、入所施設からの地域移行の目標に関しては、特に変更はありません。今回、ここの文章のところで重点的に新しくしたのは、単に地域移行するとか単にグループホームで生活するというだけではなくて、今、意思決定支援ということがどんどん進んでいますので、障がいのある方、利用者の方たちの一人ひとりのお考えというのをしっかりと確認しながら、どういった生活をしたいのかということを確認しながら住まいの場といえますか、生活の場と一緒に考えていきたいと思いますというところが、今までの計画とは違う新しい部分となっております。最重点施策の一つ目のところに、「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」というふうに書いてあるのは、しっかりと意思決定支援をして、知的障がいのある方も精神障がいのある方も入院されている方もすべての方に、乱暴に退所だとか、地域移行だと言うのではなく、一人ひとりを丁寧に対応していくということをポイントとして置いてありますの

で、その点についてはご理解いただけたらというふうに思います。この後、議題2の数値目標のところでは、現行計画と同じように地域移行の人数とか、退院の話というのは変わらず出てくると思います。

○小野会長

はい。ご説明をいただきまして、ありがとうございます。ここまでで前半は終了させていただきたいと思いますが、他にご意見ある人いらっしゃいますか。今、お一人、上がっていますので、ご発言をお願いします。

○委員

資料 1-2 の 46 ページの V. その他計画策定全般に関する提言の二段落目のところにも書かれていますが、前回の協議会のご意見にもあったと思いますが、いろんな施策を考えていただいても、当事者のニーズに合っていなければ意味がないというような話も出ていたかと思います。そんなこともここに書いていただいています。

やはり主に発達障がいになりますが、そういった中で市区町村の福祉課の窓口に行きまして、こういうことを希望するということを伝えて、一生懸命いろいろ考えてくださっても、今ある施策の中で要望に応えられるものは残念ながらありません、申し訳ありませんというところで終わってしまっているようなことが多かったです。43 ページの (3) 相談体制の充実のところ、「すべての障がい者が、身近な地域で当事者や家族の悩みを相談できる場所等を確保していく必要がある」というふうに書いていただいています。最重点施策として、発達障がい、高次脳機能障がいの方、難病の方も盛り込んでいただいているので、そういったところも出してくださっているのだと思いますが、市区町村でばらつきはあるものの相談できる場所そのものはかなり確保できているのではないかなということとは実感としてもあります。

ただ、何か困ったことがあったときに、いつでもどこでも相談しに来てくださいということを書いていただくのですが、正直、発達障がいの支援ということで考えたときに、何かことが起こったとき、何か困りごとが出たときに、改めてそのときに初めて相談しに行くのではなく、日常的に継続相談という言葉が適当なのかわからないですけど、見守りに近いような相談というところが必要かというふうに思っています。

一度、何か問題が起こった、何か生活に困難が出てきたら、そこからまた通常の日常に戻すのに、彼らはものすごく時間と労力がかかってしまいます。そうならないようにするのが親であったり、今までしてきた支援であったりということなので、申し訳ないですが、この 2 行の文章からは、そういった視点が感じられないということを感じました。お考えの中に入っているかもしれないですけど、その辺りをもう少し明確な形で書いていただければ、各市区町村で工夫していただいて、施策に盛り込んでいただくというこ

とができるようになっていくのかなというふうに思いますので、その点、お願いしたいと思いました。

○小野会長

はい、ありがとうございます。ご指摘、そうなのだということもありましたので、ありがとうございます。

それではですね、今のあたりも含めまして、今後の進め方について先ほど少しお話をしましたが、実際に会議をもう一度というよりは、どのような形でできるかということも検討した上で、事務局と私会長で確認をしながら進めさせていただきますので、そのような形で最終調整をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうかありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。ありがとうございました。これで一つ目の議題ということになります。

もう一つ大きい議題がございます。議題 2 となります。こちらは成果目標ということになりますので事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【議題 2：第 8 期大阪府障がい福祉計画及び第 4 期大阪府障がい児福祉計画の成果目標等について】

○事務局

障がい福祉企画課です。よろしくお願いいたします。

資料 2-1、2-2 を用いて議題 2 の説明をさせていただきます。資料の建て付けとして、左半分は国の基本指針を要約したものを書かせていただいております。国の基本指針というのは、この 3 月末に国から障がい福祉計画、障がい児福祉計画に定める目標設定について示されました。それを受けて、都道府県、市町村が数値目標を設定していくことになるのですが、大阪府としては、府内市町村に向けて資料の右半分、大阪府の基本的な考え方ということで、大阪府の地域の実情を踏まえて、この目標を各市町村に設定してもらい、大阪府全体として、目標達成をめざしていきましょうということでお示ししていく流れになります。

現在、案ということでつけさせていただいております。本日の審議にてご承認いただいた上、修正を加えて、各市町村に発出する流れとなります。

まず、資料 2-1 から順に説明させていただきます。

点字資料では 1 ページから 3 ページにかけてです。地域生活に移行する者の数ということで、国の基本指針では、令和 7 年度末の施設入所者を基準として 6%以上を地域移行ということを示されています。大阪府としましては国の指針通りの目標設定をしております。

次のページ、点字資料では3ページ中ほどです。施設入所者数の削減ということで、地域移行されて空いたところに待機されている方が入所してということであれば、施設入所されている方の人数は変わらないですが、国の方向性としまして、施設で生活されている方の人数を減らしましょうということで指針においては、令和7年度末時点の5%以上削減するということが示されています。全体通して、この目標だけが国の指針よりも低い数値設定となっておりますが、大阪府の基本的な考え方としまして、点字資料5ページ下から6ページにかけてなりますが、目標値の設定についてというところで具体的な考え方を記させていただいております。

推計値になりますが、令和7年度末に4,397の方が施設で生活されておりまして、その5%は219人になります。ただ、大阪府は全国に先駆けて、地域移行を進めていき、入所者の削減を進めてきたところがございますので、その削減数というのは鈍化している傾向にあります。また、大阪府の自立支援協議会の方からも施設の役割として集中支援や緊急時生活支援の機能というのを各施設が担うということが提言としてございますので、そのことを踏まえて各施設1名の85人分というのを削減から除いて、134名の方を削減目標としております。これは元々の入所者数で割り戻すと3.1%ということになり、国の指針よりも低めにはなりますが、これまでの経過や大阪府がめざす施設の役割も踏まえて、目標設定としております。

続いて、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、全部で五つの目標がございます。

まず、点字資料では8ページのところですが、精神病床から退院して1年365日以内に地域で生活した平均日数というのを目標にすることとなっております。都道府県の中央値が319.3日というところ、点字資料では10ページになりますが、大阪府は既に324日という実績となっておりますので、中央値よりも高い324日を目標とします。

次に点字資料では10ページになりますが、1年以上長期入院されている方の人数を減らしていくという目標になります。65歳以上、65歳未満、次の計画からは新たに75歳以上、40歳以上の認知症である者という区分が設けられております。大阪府は現行計画では年齢区分に関係なく、全体として何人にしますという目標を設定しておりますが、今回の基本指針から、より細かな区分が設定されたこともあり、大阪府としては区分を設定した上で、国が示す算定式により算出された数値目標通り、設定しようと思っております。

また、その数値は都道府県単位でしか出ないのですが、大阪府としましては、府内の精神科病院に調査をしまして、府内に入院されている府内市町村の実績を市町村にお伝えした上で、他の都道府県はやっていないですが、市町村にも目標値設定をお願いして、府と市町村で連携して取り組んでいけたらと思っております。

次のページです。点字資料は 13 ページです。新たに追加された目標になりますが、退院されてから 1 年以内に 30 日以上再入院率というのを設定されております。90 日時点、180 日時点、365 日時点ということで、点字資料は 15 ページ以降になりますが、都道府県の中央値と大阪府の実績を記載させていただいております。大阪府は、都道府県よりも中央値よりも良い実績となっておりますので、目標としては、そちらの数値を採用することとしております。

次のページです。点字資料は 15 ページの下の方になります。新しい目標設定になりますが、心のサポーター数です。心のサポーターというのは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して、傾聴を中心とした支援ができる人のことを指しまして、2 時間の研修を受ければ、国の説明では小学生以上お年寄りまでなれるというようなところですが、現状、大阪府では令和 7 年 12 月 31 日時点で 3,900 人ほど、全国でも 3 万 3,000 人ほどですが、国は令和 15 年までに全国で 100 万人をめざしております。令和 11 年度に大阪府で 3 万 7191 人という割り当てがありますので、国の示す通りの目標設定としております。

続いて、五つ目の住民のこころの状態（K6）、点字資料は 18 ページ中ほどになります。こちらの K6 というのは、調査の一つになります。六つの質問がございまして、神経過敏に感じましたかとか、そわそわ落ち着かなくなった感じがありますかとか、気分が沈み込みますかに対して、全くない、少しだけ、時々、たいてい、いつもというのを点数化しまして 10 点以上であれば要注意というようなところで点数化されます。それを国が 3 年に一度、国民生活基礎調査という調査で都道府県別の結果を公表しますので、それをもとに評価して、精神保健施策を考えていくという目標になります。こちらも国の示す通りの目標設定としております。

次のページからは福祉施設からの一般就労への移行ということで、点字資料は 20 ページになります。現行計画に引き続いての目標ですが、就労系の事業所からの一般就労の数を何倍にするというところで、国が令和 6 年度実績からそれぞれ就労移行支援事業所等にこの倍数をかけてくださいというのが示されておりますので、国の指針通りとしております。もう一つが、就労移行支援事業所を利用されている方の 5 割以上が就労できる事業所、要は良い事業所を全体の 5 割以上にしましょうというのが国の目標ですが、大阪府は既に 5.4 割と達成されておりますので、国よりも上の 6 割を目標としようとしております。

続いて、就労定着支援事業の利用者数です。点字資料は 24 ページになります。就労定着支援の利用者数というのを令和 6 年度ベースで 1.47 倍ということ国指針通り大阪府も定めます。また、就労定着支援事業所の 7 割以上の利用者が定着した良い事業所を全体の 2 割 5 分以上にしましょうというのがあります。そちらは国の指針通りの目標と考え

ております。就労支援部会等を設けて取組みを進めるということにつきましても、各市町村に働きかけ全市町村で設置を目標としております。

次のページです。昨年10月に開始しました就労選択支援事業所を自立支援協議会圏域ごとに設置すること、就労選択支援事業所の利用者数ということが新しく出てきております。全国で8万2000人の利用者数をめざし、国としては人口で按分することを想定しておりますが、大阪府としては、実際に就労選択支援を利用されるのは、現に就労系サービスをご利用されている方の可能性が高いですので、全国の利用者数と大阪府の利用者数で計算しまして、8,530人以上を目標としております。国が示す人口按分では5,700人になり、国よりも高めの目標設定としております。

四つ目は、就労継続支援B型事業所における工賃の平均額です。現行計画に引き続き定めることとなりますが、令和7年度の実績が7月、8月頃に出てきた時に設定していくこととなりますので、現時点で数値をお示しできません。今年度の第2回目の推進協議会を12月頃に開催するときには、計画案として実数をはめたものをお示しすることとなります。今回は、引き続き、目標設定するというところだけご紹介させていただきます。

次に地域生活支援の充実ということで、地域生活支援拠点です。点字資料は32ページです。これまでは設置、整備してくださいということが概ねできてきたので、今度は中身の充実で、拠点コーディネーターの配置、事業所の担当者の配置、またその運用状況を検証・検討するというところは、国の指針通りとしております。

次に点字資料は34ページ中ほどになります。強度行動障がいや有する障がい者の支援体制の整備については、国の指針通りニーズの把握とそのニーズに即した支援体制を整備するというところを基本として、目標設定をしております。

次のページです。相談支援体制の充実強化についてです。こちらも現行計画に引き続きの目標が多いです。点字資料39ページですが、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等、自立支援協議会の設置整備及び連携体制を構築することは、すべての市町村にお願いするところでは、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することもすべての市町村にお願いするところでは、自立支援協議会で個別事例の検討を通じて地域の課題を洗い出してその支援体制の整備をするということもすべての市町村にお願いするところでは、次に、新たにできました目標で、のぞまないセルフプランの件数です。障がい福祉サービスを利用するために、サービス等利用計画を作るか、もしくはご自身でセルフプランを作られて利用することになります。それを事業所の人手がないから、事業所がないから、本当は専門職に作ってほしいけど、のぞまない中でご自身が作るプランの件数をゼロにしようというところでは、大阪府としては、ゼロにする方向で市町村へ働きかけるところとしております。

大阪府のセルフプラン率は、大人が40%、子どもが50%ですが、これのすべてがのぞまないとはいけなく、現に希望されて作成されている方もおられます。市町村に状況を聞いている中で、希望されているのかどうかということの実態を把握するところからしないといけないというような声も聞いておりますので、市町村と連携しながら対応していけたらと思っております。

次に、障がい福祉人材の確保・定着・ケア充実のための生産性向上です。点字資料は41ページになります。まず二つは、現行計画に引き続いての目標となります。相談支援専門員やサービス管理責任者の研修や、意思決定支援ガイドラインの普及啓発は引き続き、目標設定をしております。次の二つは、新たに設定することになります。人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置、ケア充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会ということで、いわゆる利用者支援を効率化するというのではなく、記録や報酬算定事務といった事務的な作業を効率よくやることで、生み出された時間をケアに充てるという話し合いの場を設定するということになっております。これらは国の指針通りとしております。

次のページです。障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築につきまして、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見防止策について検討するという、指導監査を適正に実施し府内の指定権を有する市町村等と課題の対応策について協議するという、現行計画に引き続いてとなります。

管内事業所の公表率及び更新率を100%とするというのは、新たにできた目標です。要は利用者視点に立って、事業所を選択するためにきちんとした情報発信をするということを目指しております。

続いて、資料2-2を説明させていただきます。こちらは障がい児福祉計画についてです。点字資料は2ページになります。児童発達支援センターについて、設置・確保ができてきましたので、同様に中身を充実させるということで、中核的な支援機能を確保すること、インクルージョン推進のための協議の場を設置するという、国の指針通り大阪府も定めていきます。

次のページです。難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築につきまして、こちらも国の指針通りですが、新生児聴覚検査から療育等に繋げる連携体制の推進や、府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として難聴児に係る切れ目ない支援体制の整備ということは、既にやっているところですが、これを維持してやっていくというところで目標設定をします。

三つ目です。点字資料は 7 ページになります。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所の確保につきましては、国の指針通り市町村もしくは圏域で確保していくということを目指します。

次のページです。点字資料は 10 ページ、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置についても、国の指針通りに都道府県・市町村において、それぞれ協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するという国を指針通りに定めていきます。

次のページです。点字資料は 13 ページになります。障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための調整協議の場につきましては、児童相談所を設置する自治体ということで、大阪府、大阪市、堺市、豊中市がこの目標を設定することになります。入所施設を退所した後、大人の支援に繋がるように協議していくということ国を指針通りに設定します。

続いて、点字資料 15 ページ、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保です。こちらも国の指針通りに定めていきます。先ほど、大阪府ではセルフプランは子どもの場合 50%ぐらいとお伝えしましたが、残り 50%は相談支援専門員がついて、モニタリングで状況の変化があれば、ここにサービスを増やそうかみたいなことになりませんが、セルフプランだとご家族が抱え込むというようなことも含めて、障がい児及びその家族へ伴走的な支援をしていくということの必要性から今回この目標設定となっております、大阪府におきましても国の指針通りの設定と考えております。

長くなりましたが、最後になります。点字資料は 17 ページ、強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制の整備につきましては、ニーズを把握して支援体制を整備することを基本とされておりますので、大阪府としましても国の指針通りの目標設定と考えております。事務局からの説明は以上となります。

○小野会長

はい、ありがとうございました。資料 2-2 の右側の枠組みが「第 8 期障がい福祉計画」となっていますが、「第 4 期障がい児福祉計画」に修正ということですかね。

○事務局

はい。今のご指摘ですが、資料 2-2 の四角囲みで網かけになっているところで、「第 8 期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方」となっているところは、「第 4 期障がい児福祉計画」の誤植ですので改めます。

○小野会長

はい。ありがとうございます。それではかなり細かいところもありますけれども皆さんの方からご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員

テーマとしては一つですけど、ページがいくつかに渡ります。まず資料 2-1 の 11 ページ 5「相談支援体制の充実・強化等」のところで意見を言わせていただきます。新規で「のぞまないセルフプラン」が入ったことは、実は利用当事者である私たちが、何度も何度もお願いをしてきて、ようやく国が目標に入れてくださったというものです。

先ほど、児童のところでも出ていましたが、相談支援事業所は本当に地域によって差があります。大阪府もすべての市町村ではないのですが、ほとんどの市町村が相談支援事業所を見つけたくても見つからない。特に児童の場合はそうです。「自分で作れるでしょう」と、何も知らない、障がいのある子どもの親になったばかりの親御さんが、そう言われたら、そんなものかと思い、相談支援というものがあるのも知らずに、サービスを利用されているということが、実はすごく多い。ですので、これはとても大切な目標になります。

それなのに、書きぶりが「市町村へ働きかける」だけでいいのでしょうか。今の説明であれば、実態を把握することからおっしゃっています。例えば、その前の強度行動障がいの書きぶりは、前回と比べたら、関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援を実施すると、前回とは違う書きぶりにされているのですが、相談支援は、前回と全く同じような書きぶりです。もう少し、相談支援の書きぶりを踏み込んでいただかなかつたら、なかなか進まないような不安がありますので、やはり相談支援については、頑張ってもう少し踏み込んで書いていただきたいと思います。

資料 2-2 の 4 ページ、「障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保」というところで、先ほどのご説明では、児童の 50%は相談支援と契約していますとおっしゃいましたが、それはサービスを利用している子どもの 50%が相談支援事業を利用しているのです。サービスを利用していない子どもは、たくさんいます。すべて何もかもがサービスで解決しないのがインクルーシブですので、そこはきちっと押さえて、サービスを利用している児童の相談支援をどうするのか。

先ほどのご説明では、相談支援専門員がいるから大丈夫というご説明でしたけど、相談支援事業は 0 歳から高齢になるまであります。ライフステージによって必要な情報、必要な相談支援のスキルが違います。ですので、一人で全部はできません。障がい児相談支援には、障がい児相談支援のスキルや情報が必要です。そういったことをどう構築していくのかということです。このことは、障がい児相談支援を利用しているお子さんのことになります。

一方、残念ながらセルフプランになっているご家庭をどのように守っていくのか、見守っていくのか。これが、伴走的支援につながるのだと思います。

そして、先ほど申し上げたサービスを利用していない障がい児の保護者の相談。ここにいらっしゃる方は皆さんご理解していただいていると思いますけど、病院あるいは健診で「あなたの子どもには障がいがあります」と指摘されて、その日からすぐに、前向きに専門のところに行って相談できる親はいません。サービスが必要だからと、すぐにサービスを使う親はいません。

障がいに気づき、ショックを受けている心に寄り添って、元気になるまで誰かがお話を聞いてくださるわけです。そこがとても大事なこの伴走的というところに入っているにもかかわらず、もう少し踏み込んで書いていただかないと大阪府はかなり遅れてしまうような気がしますので、どうぞよろしくお願いします。

○小野会長

はい、ありがとうございます。ご意見もありましたので、今のところで何か事務局のから応答があればお願いしたいと思います。

○事務局

地域生活支援課でございます。

のぞまないセルフプランにつきましては、計画にどのようなことを書くかとともに、実務として何をするかということとを並行して考えているところです。委員ご指摘の通り、文字にしてしまうと素っ気ないシンプルなものになっていますが、援護の実施者として、あるいは支給決定をされる市町村の皆様におかれては、同じセルフプランであっても、それが望むものか、望まないものかということの実態把握も当然に必要なだと考えています。

相談支援専門員の研修を実施して、府域にその人材を輩出していくということは、大阪府の役割として、研修実施をしているところですけど、実際に輩出した人材が相談支援を担う事業所でどれだけ定着しているかと言いますと、私ども毎年調査をしているのですが、なかなか定着率は低いという現状がございます。

大阪府が持っている情報、市町村が把握されている情報をなるべくきめ細やかに情報共有しながら、府がなすべきこと、市町村がしていただけることをコミュニケーション取りながら、計画期間の中で実務を進めていきたいというふうに考えています。ご指摘もありましたので計画での書き方につきましては、検討させていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

○小野会長

はい。それでは、他の点、皆さんからいかがでしょうか。それでは委員お願いいたします。

○委員

障がい福祉計画の 2 ページ目、施設入所者数の削減目標に関して、国の基本指針に関わらず 3.1%ということで、この間入所施設の待機者調査であるとか、自立支援協議会の議論とか、そういった検討を踏まえて、自主的に決められるという姿勢については、大変評価をしたいと思います。

その上で、3.1%の根拠として挙げられているのが、自立支援協議会で出された緊急時生活支援機能とか、あるいは集中支援機能などの入所施設における受け入れにあたって、そういう役割を果たしていかなければならないということで、各入所施設それぞれに 1 名分合計 85 人分を削減から除外して、その目標が立てられたとご説明をいただきました。

しかし、この集中支援の機能を付与しようと思ってもそこにいる人が退所しないと余地がないということになります。3.1%にすることを理屈づけとしてはわかるのですが、実際にその機能が付与されるのかと言ったときに、相当な難しさがあると思います。入所施設の待機者調査の中で広域的に、例えば豊能とか三島、北河内、南河内、中河内、泉州、政令市それぞれに分けて、そのエリアの特徴とかを分析されていると思いますが、来年度に計画をスタートさせるにあたっては、集中支援機能については、市町村が整備する地域生活支援拠点の役割も含めて、非常にニーズが高いし、その整備が緊急に求められており、そこと連動する形で、より広域的な支援機能、入所施設を活用した支援機能みたいなものを先行的に整備できないか。予算を伴うと思いますので、例えば、来年度は、その先ほど言ったエリアに 1 ヶ所あるいは 2 ヶ所ほど集中支援が広域的に果たせるような機能を持った入所施設を配置できないであろうか。

地域にどれほど均等に社会資源が配分されているかということ、私はよく存じ上げないですけど、そういったことを広域行政として、何か手立てが打てるようなことがあれば、より地域の人々の暮らしの安心に繋がっていくと思いますし、地域移行の促進といったことも含めてですね、一定の弾みがついたりするってということもあるかと思ったりします。要するに 3.1%にした理屈の中に、そういった機能を実現していくということを入れているのであれば、実際的にそれを先行させて、そのことによって地域移行等がより適切に進んでいくような資源の配置を、広域行政として進めていただけないかという意見です。

○小野会長

はい。ありがとうございます。

割合とか数値はいろいろ検討してきたところですし、先ほどの具体的に 85 人分についても説明をいただいたのですが、さらにそれを具体的に考えていくと、もう少し広域化する中で数の各施設に一つとかという単純なものではない方法もあるのではないかとご提言でもあったと思います。

後ほど、何かありましたら事務局からいただきます。他に皆様からご意見をいただきたいと思いますが、気になるところございますか。それでは、委員お願いします。

○委員

今回の目標数値ですが、確定したらこれを基に市町村に指導することになると思います。そのときに、聞こえない人が関わる場合、例えば利用者の中に聞こえない人がいるとか、職員の中に聞こえない人がいる場合は、情報保障をきちんとつけるように市町村に指導してほしいと思います。

具体的に言いますと、資料 2-1 の 6 ページ、心のサポーターについて、事務局の説明を聞くと、認知症サポーターみたいな制度のイメージを持ちました。認知症サポーターについては、聞こえない人にも何人か研修を受けて資格を持っている人がいます。自分の家族のためであったり、自分の知識を深めたりするために受けています。

市町村では、研修をするときに、市の登録手話通訳者をつけて聞こえない人が参加できる配慮をしてくれるところもあります。その一方で、研修には手話通訳者を派遣しないと判断する市もあります。そのような市では、聞こえない市民が研修を受けることができません。

基本的に心のサポーターの講習は、市町村行政が主催者になると思いますが、民間団体等が主催する場合は、もっと手話通訳者をつけることが難しくなると思います。そのようなことがないように、配慮の指導もお願いしたいと思います。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

かなり具体的に言っていただきましたので、その点について、後ほどよろしく願いいたします。それでは、委員お願いします。

○委員

先ほど議題 1 で出した意見と重なりますが、資料 2-1 の施設入所者数の削減の記載の説明そのものは理解したのですが、やはり地域移行の先というのがグループホームで集中的に検討されています。それ以外の一般の居宅というものの想定が難しいという実情があるからだと思いますが、とても気になります。

私の知っている範囲ではありますけど、社会福祉法人で居住支援法人を取られた施設にヒアリングをすると、入所施設を運営されている皆さんが口を揃えて、「いろんなサポートが地域にあれば、地域で住める方が結構いらっしゃる。そのための仕組みをつくらなければならないということで、居住支援法人の指定を取りました」とおっしゃっている法人が複数あります。それほど簡単ではない作業ですが、そういった可能性を広げていく必要があるというところで、成果目標に具体的に新たな仕組みを入れていくのはなかなか難し

いかかもしれませんが、一般の居宅へ移行できる可能性を広げていくような表現が必要だと思います。

実はもう一つ重要な点というのが、議題1のところ委員がおっしゃっていたことです。居住支援と言うと、住まいの確保に非常に注目されますが、実は障がいを持つ方をイメージされたら、ここの皆さんはおわかりになると思いますけど、家を確保した後をどう安定的に暮らしていくのか、見守りであったり、相談したり、意思決定支援についても、お一人で考えるのではなくて、その方を支えているいろんな人たちとの関係性の中で意思決定されているので、家族だけではなく、いろんなサポートしてくれる人をどれだけつけていけるかといった機能も地域にないと、不動産屋も不安を持たれるというところに問題があります。

先ほど集中支援機能という話もありましたが、もう少し逆に、緩やかにというか、そもそも地域で見守っていくという機能がなければ移行できない。それは他の居住の場でも同じかと思いますが、そういったことも含めた表現を次期計画もしくは今後検討していく必要があるというふうに感じました。

○小野会長

はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。

○委員

資料2-1の9ページ、令和7年10月から始まった就労選択支援事業について、少しお話をしたいと思います。新設された事業ということもあり、利用者数を何人以上という数値目標がうたわれていますが、相談支援事業所の方に伺った話では、その相談支援事業所が就労選択支援事業者に選定されたということですが、実際に何をどうやってしていくのかと言ったときに、就労移行支援事業と就労選択支援事業は具体的に何が違うのか。もちろん形態として違うのはわかりますが、やること自体の違いが何なのかということ区市町村の担当者に何度もお聞きになられたそうですけど、結局のところ、何がどう違うのかよくわからないですと伺ったことがあります。

数値目標も必要だと思いますけど、正直、区市町村の方もよくおわかりになってない方も多いということが実態としてありますので、ただ単に事業が始まったのでどんどん利用していただきましょうということではなく、実際に就労移行支援事業との差別化が図られていることが、実際に支援される方や利用する方にとって、もう少しわかりやすい説明とかがあればいいなと思いました。

○小野会長

はい。ありがとうございます。いろいろ具体的に体験も話していただきましてありがとうございました。まだ発言されてない方もかなりいらっしゃると思いますがいかがでしょうか。委員お願いします。

○委員

質問になります。資料 2-1 の 4、5 ページあたりの表現についてです。

これまで大阪府が地域移行の表現に関して、地域生活支援センターを運営している P S W スタッフ 1 名とピアスタッフ 1 名の計 2 名で退院後の生活体験をこんなふうに行っていますみたいな語りで、病棟で行っていきましょうみたいな取組みが、より具体的に書いてあって、それが地域の市町村においてもそういう取組みを各グループに進めていくということで、少ない予算でしたがついてたというふうに認識しています。

そのところが、こういう再入院率とかというような表現をしてしまうと、地域で暮らしている障がい者からすれば、これは何言っているのだろうという話になると思います。意見を言えなくなってしまいます。1 年以上の長期入院患者数を 65 歳以上とか年齢で区分けされて表現されたとして、だから何なのかというのがよくわからない。

これまで地域で暮らしている当事者や相談員の人たちが地域から迎えに行きましょうという取組みに予算がついてきていた認識からすると、これはどうなっていくのですかという質問をさせてください。よくわかりません。

5 ページの再入院率について書いてあるのも、本当によくわからない表現になっておりまして、これは、地域移行した患者が 30 日以上入ってくださらないでいうことを言わんとしているのでしょうか。何を言わんとしているのかがよくわかんないというか、一旦、退院した以上はそう簡単には入ってきてはいけないという趣旨で書いておられるのか。何を言おうとしているのか、教えてください。

○小野会長

はい、ありがとうございました。これは後ほど、応答していただきたいと思います。

まだ、発言されてない方いらっしゃると思いますが。いかがですか。一度区切らせていただいてよろしいですか。

時間的におそらくここまでのところで応答になると思います。それではいくつかご意見が出ましたので、事務局から応答をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

生活基盤推進課でございます。委員からご質問がありました、入所施設からの地域移行と入所者数の削減について、ご説明をさせていただきたいと思います。実際に 3.1% ということで、国の指針より下げてはいるのですが、大阪府ではこれまで地域移行を進めて

まいりまして、本当に施設の皆様のご苦勞もあつたかと思ひます。その中で、そういった成果を評価しつつ、この提言で、施設に求められる機能というものが示されて、一定、入所施設に求められる役割とか意義というものを感じていただく、考えていただくという事で、85人分を確保するという事で、設定をさせていただいております。

府といたしまして、施設ごとの強みというのを生かしていただいて、集中的支援機能、緊急生活支援機能、生活支援機能という提言で示された三つの機能というものを、提言で示されてすぐに施設でできるということはないかと思ひますが、少しずつ施設の方でも整えていくことによって、入所されている方は地域生活へ移行していただき、入所の待機をされている方が入所に繋がるといった、そういった循環をしていくようにしたいと考え、こういった設定をさせていただきました。

地域偏在のことがございましたが、こちらについても府としても認識はしております。やはり入所施設がない市町村というのもございますし、また、入所施設以外の短期入所やグループホームといった資源が少ないというような市町村がございます。

こういったところは、例えば市町村の事例によって、近隣市の入所施設のある市町村と連携をして、顔繋ぎをしていくとか、そういったところ取組みを進めている市町村もございますので、そういった事例を紹介しつつ、府としても地域生活推進補助金というものを実施しておりますけど、この中でも地域別に施設の職員やグループホームの職員、また行政の方、その支援機関が集まるような機会の場ということも提供していただいて、資源がない地域があつても支援体制を整えていけるよう情報共有しながら進めていけるような取組みを考えております。

先ほどの地域移行後の住まいの場として、大阪府としては本人がどこで望む暮らしをしたいのかということを確認しながら進めていきたいと思っております。入所施設からグループホームに移行される方、または在宅で生活される方もいらっしゃると思いますが、在宅でもグループホームでも地域生活がそこでちゃんと継続していけるような地域支援やサービスが充実するよう、あと地域で生活するためには、地域生活支援拠点等について、緊急時の受け入れや地域移行に対しての体験の場、そういった市町村の地域生活支援拠点の充実ということも地域移行と合わせて進めていくものと思っておりますので、この取組みを進めていきたいと思ひます。

あと、委員からご質問がありました件です。成果目標につきましては、国の指針に基づいて記載させていただいております。今後、この成果目標をもとにどのように具体的な取組みを進めていくか、計画本文で示され、その具体的な取組みが都道府県または市町村で進めていかれます。この表現につきましては、国の指針通りの表現とさせていただきますが、今後、令和9年度から実際に計画に沿って進めていく中では、具体的な取組みをお示しさせていただくことになると思ひます。

○小野会長

最後の委員からのご意見は、例えば、30日以上の再入院率の意味合いというか、もちろん望ましいことではないですけど、結果的にはこういうことが起こりますが、メッセージとしてこういう表現が出てしまうと、そうならないようにするために何かやるのが福祉じゃないのというあたりが少しずれて、数字だけが動くのではないかという懸念もあるかなと思います。

○事務局

補足させていただきます。再入院率について、国の方では、今後、相談支援体制が構築や障がい福祉サービスの整備というもので、地域の基盤が整備されることによって、退院された方の再入院率の改善が可能になるのではないかなというようにことを踏まえた、退院後1年以内の地域における平均生活日数と合わせて評価をすることとして基準を設けております。

退院された方の精神病院病床に30日以上の再入院率となりますので、退院された日から90日、180日、365日時点で再入院率が目標として設定されております。

○小野会長

委員の方からご意見がありましたので、さらに検討を進めていただければと思います。はい。その他の点、よろしく願いいたします。

○事務局

自立支援課でございます。

委員からご質問ご要望ございました就労選択支援事業の件でございます。確かに委員おっしゃるように就労支援移行事業所との違いのわかりにくさというのは、当初から言われているところでもありまして、それがまだ浸透してないというところはあろうかと思えます。就労選択支援というのは、就労を希望する障がい者にアセスメントを行いまして、本人の就労能力などを測った上で、本人がどういった進路に行くべきか、選択に資するサービスでございますけど、そういった基本的な理念をもっと浸透させていくことが重要かと思っております。

大阪府では、令和7年度より就労選択支援事業の理念の理解ということでいろんな研修会を催し、今年度は新たにのちラシ等も作りまして、各方面で就労選択支援とはどんなものかということをより周知していくことに力を入れていきたいと思っております。

おっしゃるように、利用者の数値だけではなくて、やはり理念の理解とか、中身の方が私どもも重要だと思っておりますので、個別の事業の方でしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

障がい福祉企画課です。委員からご意見ございました、情報保障につきましては、議題 1 とも通ずるところですけど、障がい者計画では、いわゆる横断的視点として重要なところと認識しておりますので、そういった認識については、市町村とも共有させていただきながら、情報保障が進んでいくということは具体的に進めていけたらなと思っております。よろしく申し上げます。

○小野会長

はい、ありがとうございます。事務局から以上ということですかね。

今でもいくつかあったと思いますけど、例えば、委員からもエリアの特徴を踏まえ、もう少し広域的な取組みができないかとか、新しい制度ではありますけど、就労選択支援事業は今後進めながら具体化していくというお話もありました。まだまだ十分どころじゃないという部分も入っているかと思っておりますので、事務局の方でなお一層検討を進めていただいて、具体的な形でわかりやすく進めていただければというふうに考えます。

委員の皆さん、まだご意見あるかと思っておりますけど、その件については、今日の間ではちょっと難しいと思っておりますので、様々な場でまた出していただければというふうに思います。ここまでよろしいですか。

それでは、続いて議題を進めさせていただきます。議題 3 ということになります。要綱の改正についてということになりますので、事務局から説明をよろしく申し上げます。

【議題 3：大阪府障がい者施策推進協議会要綱の改正について】

【議題 4：その他】

○事務局

障がい福祉企画課です。資料 3 をご確認ください。

こちらの要綱は昨年度に改正しまして、第 6 次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置しました。本日、部会長から本協議会にご報告いただいたことをもって、役割を果たせましたので、今回ご承認いただけましたら 6 月 1 日施行として部会の削除ということをして参りたいと思います。

併せて、議題 4 その他になります。口頭報告になります。大阪府で附属機関の設置について定めた条例というのがございます。ご出席いただいている委員の方の委員報酬も定まっております、昨年度までは 9,800 円でしたが、本年 4 月より 1 万 8,000 円と金額が変わりますのでご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○小野会長

まず、部会については今日報告していただいたので、これを削除するという。もう一点、報酬の件について、少し変わるということでもございました。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。議題としてはここまでになりますが、その他、事務局から何かありますか。

皆さんの方から何かございますか。

やはり 2 時間では少し難しかったですね。皆さんまだ言い足りないという方もいらっしゃると思いますが、この会議の性格上どうしてもこんな感じの終わり方になってしまいます。さらに進行を考えたいと思いますが、今日の議事内容については以上ということになりますので、事務局にお戻しいたしますよろしくをお願いします。

○事務局

はい。ありがとうございます。小野会長、委員の皆様ありがとうございました。

次回の協議会は 12 月頃の開催を予定しております。8 月、9 月頃をめどに日程調整のご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして第 60 回大阪府障がい者施策推進協議会を閉会させていただきます。

本日は長時間にわたりご議論いただきまして、どうもありがとうございました。